



労働相談Q & Aで解決！

フリーランスに関する相談③



業務委託事業者から取引条件を口頭で言い渡されたのですが、内容が曖昧でよくわかりません。

A 業務委託事業者は、取引条件を書面等で明示する義務があります。書面等で取引条件を明示するよう求めましょう。

解説はこちら

- 業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、取引条件（特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日等）を書面又は電磁的方法により明示しなければならないとされています(フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項)。
- 取引条件を明示する時点で未定事項がある場合には、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初の明示として明示し、定めた後は、直ちに、当該未定事項を特定受託事業者に明示する補充の明示を行わなければなりません。
- 書面等による取引条件の明示義務は、特定受託事業者に対し業務委託する場合、業務委託事業者が従業員を使用しているか否か、業務委託期間の長短に関わらず、適用されます。
- 業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、原則として、遅滞なく書面を交付しなければなりません（同法第3条第2項）。

どうすれば？

- 口頭で取引条件を言い渡された場合には、書面又は電子メールやSNS等電磁的方法により明示してもらうようにしましょう。
- フリーランス・トラブル110番では、フリーランスの方が発注事業者から業務委託を受けた際に発生したトラブル等に関する相談ができます。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ フリーランス・トラブル110番（厚生労働省委託事業）

電話 0120（532）110

相談時間 9:30～16:30（土・日・祝日を除く）

URL <https://freelance110.mhlw.go.jp/>